

地球温暖化対策実施状況（令和 5 年度） 及び 地球温暖化対策計画(令和 6 ～ 8 年度)の提出状況について

香川県生活環境の保全に関する条例(昭和46年条例第 1 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項を定めた計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を作成し、知事に提出するとともに、その実施状況を報告することとなっています。

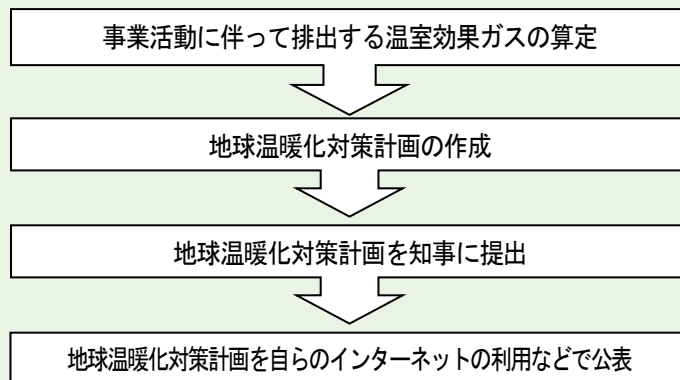
この度、事業者から提出のあった令和 5 年度の実施状況及び令和 6 ～ 8 年度を計画期間とする地球温暖化対策計画について、その概要を公表します。

条例による制度の概要

- 1 事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者(※)は、温室効果ガスの排出の抑制などのために、地球温暖化対策計画を作成し、知事に提出するとともに、自ら公表しなければなりません。

※ 計画期間は、地球温暖化対策計画を作成等する日の属する年度から 3 箇年

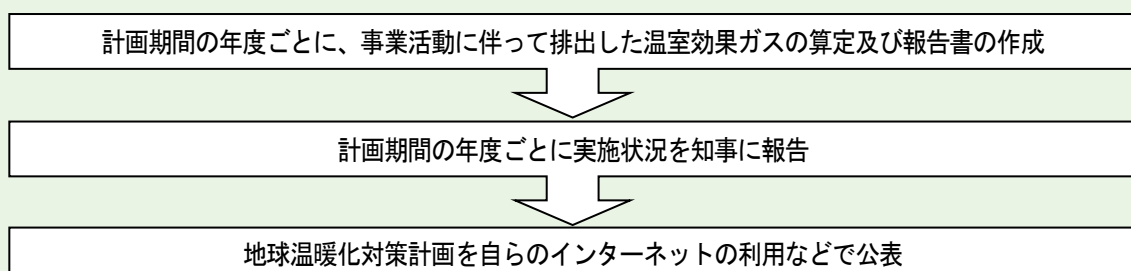
※ 温室効果ガスの削減目標は、排出量又は原単位排出量（排出量を生産量や延床面積など排出量と密接な関係を持つ値で除した値）で設定



※ 相当程度多い温室効果ガスの排出をする事業者とは・・・

- 原油換算エネルギー使用量が、年間1,500キロリットル以上の事業所を有する事業者
- 車両を50両以上保有する鉄道事業者

- 2 地球温暖化対策計画を作成した事業者は、その実施状況を毎年度知事に報告するとともに、自ら公表しなければなりません。



1. 令和5年度の地球温暖化対策実施状況の概要

- 令和5～7年度を計画期間とする事業者では、令和5年度の温室効果ガス排出量の合計は1,810 千t-CO₂であり、基準年度（令和4年度）の1,986 千t-CO₂を176 千t-CO₂（▲9%）減少しました。
- 令和3～5年度を計画期間とする事業者では、令和5年度の温室効果ガス排出量の合計は103 千t-CO₂であり、基準年度（令和2年度）の106 千t-CO₂から3 千t-CO₂減少するとともに、計画目標としていた111 千t-CO₂を9 千t-CO₂減少する結果となりました。
- 令和4～6年度を計画期間とする事業者では、令和5年度の温室効果ガス排出量の合計は52 千t-CO₂であり、基準年度（令和3年度）の84 千t-CO₂から32 千t-CO₂（▲38%）減少しました。
- 設備の高効率化や運用改善等の省エネ対策推進に加えて再生可能エネルギーの導入事例も増えており、さらに、基準年度と比較して、四国電力における電力の排出係数も下がっており、全体的に排出量は減少しています。

計画期間	事業者数	温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）					
		5年度 合計 (基準年度比)	エネルギー起源 CO ₂		その他の 温室効果ガス※ ⁴	基準 年度※ ¹	5年度 目標
				自動車使用に よるもの			
R3～5年度	12	103 (▲3%)	102	0.8	0.1	106	111
R4～6年度	4	52 (▲38%)	52	0.04	0	84	—
R5～7年度	69※ ³	1,810 (▲9%)	1,585	4.1	221	1,986	—

※1 基準年度とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。

※2 桁数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合があります。

※3 温室効果ガス排出量に四国電力株式会社は含めていません。

※4 その他の温室効果ガスは、非エネルギー起源CO₂量とCO₂以外の温室効果ガス(CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃)を二酸化炭素に換算した量の合計です。

(参考) 各年度の排出量の算出に用いた電力の排出係数※ （単位：kg-CO₂/kWh）

	2年度	3年度	4年度	5年度	2年度比	3年度比	4年度比
四国電力	0.382	0.550	0.484	0.370	▲3.1%	▲33%	▲24%
中国電力	0.561	0.531	0.529	0.537	▲4.3%	+1.1%	+1.5%

※ 単位あたりの電力使用に伴い排出されたCO₂の量のこと。

【令和５年度の主な対策の内容】

省エネ	対策例
照明	・更新による高効率化（蛍光灯、水銀灯等→LED） ・不要照明の消灯、間引き ・人感センサーの導入
空調	・更新による高効率化 ・扇風機活用、適正な温度設定
ボイラ	・更新による高効率化（スチームトラップ更新、燃料転換含む。） ・ボイラー台数制御の見直し、空気比の調整、蒸気配管保温による使用燃料削減 ・改修によるボイラの廃熱回収率の向上
コンプレッサ	・設備更新による高効率化 ・定期的なエア漏れ点検（例：エアー漏れ検知器等の利用）
インバーター制御	・インバーター化による省エネ（例：コンプレッサ、ポンプ）
推進体制の整備	・省エネ推進のための委員会の実施 ・省エネパトロール、省エネチェックリストの活用
教育・周知	・省エネに関するミーティングや教育の実施 ・講師を招いて省エネセミナーの開催 ・省エネ・節電の周知徹底
社用車	・エコカーの導入（例：フォークリフトの電動化） ・エコドライブ推進
その他	・デマンド監視装置の導入、制御 ・エネルギー見える化システムの導入、運用 ・工場生産設備の待機電力の削減 ・生産ラインの効率化 ・熱輸送配管断熱強化 ・需要に合わせた生産量の増減調整と運転停止操作の実施 ・最寄り階へのエレベーター使用自粛 ・クールビズ・ウォームビズの実施 ・生産設備の高効率化
再エネ導入	・購入電力を再エネプランに変更 ・太陽光発電導入（自家消費型や PPA 方式）

2. 令和6～8年度を計画期間とする地球温暖化対策計画の概要

- 令和6～8年度を計画期間とする事業者は、12事業者となりました。この12事業者における令和5年度の温室効果ガス排出量の合計は101 千t-CO₂であり、令和8年度に99 千t-CO₂（▲2%）とする目標としています。
- 令和8年度の削減目標は、7事業者が原単位排出量により設定し、原単位として平均4.6 %削減することとしています。

事業者数	温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ ）				令和8年度 目標 （基準年度比）
	基準年度 （5年度）	エネルギー起源 CO ₂	自動車使用に よるもの	その他の 温室効果ガス※2	
12	101	100	0.8	0.01	99 （▲2%）

※1 桁数処理の関係で合計・比率等の計算が合わない場合があります。

※2 その他の温室効果ガスは、非エネルギー起源 CO₂ 量と CO₂ 以外の温室効果ガス（CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃）を二酸化炭素に換算した量の合計です。